

別表（第9条関係）

区分			単位		金額（円）	摘要
			数量	期間		
工作物	橋類	居住用専用通路	1 m ²	1 年	5 0 0	幅 3. 0 m相当分は控除、2 箇所以上の架設の場合は、各々通路幅の合計とする。
		その他用通路	1 m ²	1 年	8 0 0	幅 4. 0 m相当分は控除、2 箇所以上の架設の場合は、各々通路幅の合計とする。
敷地占有	利用	工場、店舗用等	1 m ²	1 年	1, 3 0 0	
		居住用	1 m ²	1 年	1, 0 0 0	
		農林用等	1 m ²	1 年	1 0	
		運動場等福利厚生	1 m ²	1 年	5 0	
		ゴルフ場	1 m ²	1 年	1 0 0	
		その他用	1 m ²	1 年	1, 0 0 0	
流水占有	使用	鉱工業用	1 l / 秒	1 年	4, 5 0 0	使用量の単位は、許可使用水量で 1 l 毎秒で表す。
		養魚用	1 l / 秒	1 年	1, 0 0 0	使用量の単位は、許可使用水量で 1 l 毎秒で表す。
		その他用	1 l / 秒	1 年	4, 0 0 0	使用量の単位は、許可使用水量で 1 l 毎秒で表す。
産出物	土砂類	砂・土砂	1 m ³		2 0 0	
		砂利	1 m ³		3 0 0	
	石類	栗・玉石	1 m ³		3 0 0	控長 3 0 cm 未満
		転石	1 個		5 0 0	控長 3 0 cm 以上 8 0 cm 未満
		庭石	1 個		5, 0 0 0	控長 3 0 cm 以上 8 0 cm 未満。8 0 cm 超は 1 0 cm 毎に 5 0 0 円加算
前各号に分類のないもの						類似物、時価等他との均衡を図り、市長が定めた額

備考

1 単位のうち数量の端数等処理について

- (1) 占有面積の合計が 1 m² 未満の場合、又はその面積に 1 m² 未満の端数がある場合は、1 m² として計算する。
- (2) 流水占有の使用量合計が 1 l 未満の場合、又はその使用量に 1 l 未満の端数がある場合は、1 l として計算する。

(3) 産出物採取量の合計が1 m³未満の場合、又はその採取量に1 m³未満の端数がある場合は、1 m³として計算する。

2 単位のうち期間の端数等処理について

(1) 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りをもって計算する。

(2) 前号占用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。

3 金額の端数等処理について

(1) 占用料等の合計金額が100円未満の場合は、これを100円とし、その金額に100円未満の端数がある場合は、四捨五入して計算する。